

公 募 公 告

次のとおり公告する。

平成30年10月5日

内閣府所管国有財産部局長
兵庫県警察本部長

1 公告に付する事項

件 名 兵庫県警察学校内における売店の設置・運営事業
募集者数 1者

2 設置対象施設の概要

場 所 芦屋市劔谷1番地 兵庫県警察学校 青雲寮2階
設置店数 1店

3 設置期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。以後4年間は1年ごとに更新することができる。平成36年度以降は、再公募（再申込可）する。

4 国有財産の使用許可

業務を行う者は、兵庫県警察本部長に対し使用申請を行い、国有財産の使用許可を得るとともに、設置する売店の使用面積に応じた使用料等を支払わなければならない。（使用許可に伴う光熱水費等は別途徴収する。）

5 公募参加資格

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと

- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び前記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (9) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員でないこと
- (10) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (11) 健全な経営状況と認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (12) 国税及び地方税を完納していること
- (13) 後記6の公募要領・申請書の交付を受けた者であること

6 公募要領、申請書等の交付及び提出の期間

平成30年10月5日(金)から平成30年11月5日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の9時から12時まで及び13時から17時まで)

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。郵送による場合は必着

7 公募要領、申請書等の交付及び提出の場所

〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課管財係 担当 森元

電話 078-341-7441 (内線2512)

8 公募説明会の日時及び場所等

- (1) 日 時
平成30年10月23日(火) 午前11:00
- (2) 場 所
芦屋市劔谷1番地 兵庫県警察学校 青雲寮2階
- (3) 説明事項
業務の概要等に関する事項
- (4) 申込方法
現場説明を希望する者は、平成30年10月19日(金)までに、7に記載する者に電話

で申し込むこと

9 選定方法

申請書、企画書等の内容を審査し、有効応募者が複数の場合は総合的に判断し事業者を決定する。

10 申請書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の申請書、企画書等は無効とする。

11 参考事項

上記の場所は公簿上の所在地番であり、住居表示においては芦屋市朝日ヶ丘町40-10となる。